

組合配給論

(二)

岡本理一

- 一 戦後經濟と組合配給
- 二 組合配給の意義——以上前號——
- 三 組合配給の進展——以下本號——
- 四 組合配給の進展(續)
- 五 組合配給の種類
- 六 組合配給の職能

三 組合配給の進展

既述のごとく「組合配給」はこれを狹義に解して「配給組合による配給」となすかぎり、その進展は一應、現代における配給組合の發生及びその後の變遷を眺めることにより知ることができる。然るに組合配給はかゝる配給事業の經營を行ふ組合においてのみならず、更に廣く經濟事業に關係する組合についても見られ得、しかもこれは、時にきはめて重要な存在として、配給組合の配給と競合し或は代置することもあるゆゑ、これを輕視することは許されず、こゝに「組合配給の進展」に關する考察は、廣義の組合配給のそれにつき、歴史的に行ふことを要するのである。よつて以下、それを我が國の組合制度に限つて論述しつゝ、その配給事業に關説してゆく

こととする。

周知の通り、我が國における近代的組合制度の濫勝は、これを明治年間に求められるが、その類似組織の發生に至つては、遠く上古の昔にみる事ができ、その種類も決して少くない。すなはちそれは上古の「部」または「伴」のごとき結合をもつて始まり、次いで五人組制度の誕生をみ、更に王朝時代の「講」、これの進化して鎌倉時代より室町時代に最盛期をみた「座」があり、これは商工業者のいはゞ同業組合として營業獨占權を有してゐたが、徳川時代に至るや謂はゆる「株仲間」に變じてその本質が引繼がれ、これは明治初年まで存続してゐたのであつた。しかしこれらの類似組織が當時の封建的乃至先資本主義的經濟の一所産として生成され、各時代の要請に應じて變遷してきたことは、これを現代の自由資本主義的乃至統制資本主義的經濟組織のもとにおける組合制度に比し、その間、或は機構上、或は職能上、本質的に異なるもの存し、決してその軌を一にするものでない。たゞそれらが或は經濟的目的の達成をはかるため、或は政治的、社會的目的の實現を企圖して、多くの人々により組織された點に類似性を見出すにすぎない。而してこれらのうち、「株仲間」のみは今日の組合制度に最も近きものと言ひ得、すなはちそれは幕府の公認をうけた商工業者の組合として營業の獨占、組合員の親睦及び利益擁護を目的としてゐたものであるが、しかし經濟的なる共同事業の遂行に關してはほとんど見るべきものなく、その一例としてかの紀州藩が財政政策上の必要より、「密柑」の生産並に販賣統制を行へること等が散見されるにすぎない。況して末だ産業革命を経ざる當時の生産組織は、今日の謂はゆる配給經濟問題を生起せしめるほど、生産高の増進を示してゐなかつた爲、組合配給の問題についても何等見るべきものなかつたのである。かくて今日の組合制度が資本主義經濟の所産である以上、組合配給の進展に關する考察は、これを我が資本主義經濟の發生し、成長したる明治以後に求めねばならぬ。

我が國における最初の法制的同業組合の發生は、かの「同業組合準則」(明治十七年十一月二十九日太政官達三十七號)にもとづく謂はゆる「準則組合」にみることが出来る。尤もこれ以前に、カルテル的存在として製紙聯合會(明治十三年設立)及び紡績聯合會(明治十五年設立)があり、共に價格統制その他の對策を講じてきたが、これらは特別の根據法令を有せず、任意組合としてつくられたものであつた。かくて廣く民間の農・工・商業者による最初の法制的組合としては、この準則組合があげられる。準則組合は、同業者の營業上の弊害を矯め、その利益をばかるを目的として設けられたものであるが、しかし組合自らは營利事業を行ひ得ず、僅かに検査事業のごときを行ふに止り、もとより配給事業に關しては何等爲すところ存しなかつた。しかもこの組合には法人格が與へられず、任意加入制をとつて強制的團體でなかつた爲、その後の發展には特にみるべきもの少く、組合數も亦、あまり増加しなかつたのである。

かゝる準則組合の任意加入制を改め、強制加入制の組合として生れたものは、「重要物産同業組合」である。この組合は「重要物産同業組合法」(明治三十三年三月七日法律第三十五號)にもとづき農商務大臣の認定した重要物産の生産、製造または販賣に關する營業者が同業的に、或は近業的に相集り設置した法人であつて、その目的は組合員協同一致して營業上の弊害を矯正し、その利益を増進するにある。またその事業は輸出品の検査と價格協定に關するものにして、これらは第一次歐洲大戰當時、かなりの役割を果したものであつたが、しかし未だ我が産業の發達途上に際會してゐた爲、これ亦配給事業については何等關與するところなかつたのである。

この重要物産同業組合と時を同じくして、農村地帯に設けられた「産業組合」は組合配給上、注目すべき存在である。これは「産業組合法」(明治三十三年三月七日法律第三十四號、同年九月一日施行)にもとづき産業者または小資力の消費者が共同の力によつて、各の産業または經濟の發達をはかるため設立した社團法人であるが、その行

ふ業務の種類に従ひ、信用組合、販賣組合、購買組合及び利用組合の四種に分けられる。このうち配給事業に直接關係するものは、販賣・購買の兩組合であるが、しかし當初、産業組合法が制定せられた頃は、その重心が専ら信用組合におかれ、それが漸次、移行して販賣・購買組合の方へ至れるは第一次歐洲大戰後のことに屬する。その理由は次の通りである。すなはち我が國の産業組合は農業の保護助成といふ見地よりつくられ、資本主義經濟の發展にともなふ農業政策の轉換によつて、その組織、事業等が影響を受けてきた爲、配給事業についてもこれに照應し、明治中葉の頃までは我が農村經濟が多分に自給自足的にして、未だ貨幣經濟の洗禮を受けず、したがつて市場經濟化もされず、組合の販賣・購買事業はまことに微々たるものであつた。然るにその後、貨幣經濟の農村へ浸透するにともなひ農家債務は激増して信用組合が大いに利用されると同時に、農産物も多く商品化されてきた爲、販賣・購買兩組合の事業活動も著しくなつたのである。而してこれは日露戰爭を経て第一次歐洲大戰の後、我が産業の躍進はまことに目覺しく農村經濟は直接、世界市場と關聯をもつに至り、その市場經濟との交渉は當然、物資の販賣及購買を組合事業の中樞となさしめたことに因つてゐる。更にまた、昭和四年以後にみるかの「昭和農業恐慌」時代、産業組合は農業政策の擔當者たるの地位を有するに至つたが、就中、販賣・購買兩組合のもつ役割は大きくその發展にも顯著なものがあつた。蓋し昭和農業恐慌が農産物價格の暴落、農民の勞働強化と所得減少、農村失業者群の激増、農民經濟負擔の増加等となつて現はれたのに對し、政府はこれが對策として農産物價格の引上と農民救済資金の支出を行ひ、謂はゆる農民の「自力更生」を要請したが、かゝる農産物價格の引上にあたり産業組合は自主的販賣統制の實施機關とせられたからである。

かくて産業組合が「信用組合」中心より「配給組合」本位へ移行するにともなひ、これが配給事業の經營は、政府當局の助成及び組合當事者の熱心なる努力により漸次、隆盛におもむき、農産物についてはもとより、一般

の生活物資についてもその配給を擔當するに及び、屢々商業者の販路に侵入してその排除をなすこと少なからずこれに對する商業者側の反對行動はやがてかの「反産運動」となり、販賣・購買兩組合の事業は社會的批判の對象となつたのである。周知の通り、「販賣組合」は組合員の生産したる物に加工し、または加工せずして賣却するために設けられたものであつて、これにより組合員は各自、少量の物を各人で販賣する場合の不利を避け、以て「共同販賣」の利益を收めることができ、また「購買組合」は組合員の産業または經濟に必要な物を買入れ、或は更にこれに加工し、もしくは加工せず、またはこれを生産して組合員に賣却するために設けられたものであつて、これにより組合員は各自、少量の物を各人で購入する場合の不利を避け、以て「共同購入」の利益を收めることができる。ゆゑにこれら兩組合の配給事業が活潑に行はれてその取扱數量が増加すれば、關係商業者の活動領域を侵すに至るは理の當然であつて、況して産業組合が國家より各種の保護を受け、例へば組合事業への官憲關典、補助金の支給、免税のごとき特典を與へられてゐるに拘はらず、中小商業者にありては、當時の一般的恐慌と不況により種々の打撃を受け、例へば賣行減退、同業者増加、百貨店等の大規模業者よりの壓迫等により、その利潤率は著しく低下してゐた爲、産業組合の中小商業者に與へた悪影響にはまことに深刻なるものが存したのである。かくして政府の産業組合に對する保護、助成の特典を徹廢して中小商業者に與へる壓迫を除き、以て商權擁護の確保をはかるため「反産運動」が起るに至つた。思ふに反産運動はこれを廣義に解するとき、その發生はすでに産業組合運動が漸く盛となり、爲に一般商業者の配給事業が多少に拘はらず侵害せられた往時にみることができ、しかしその具體的なる表面化は昭和四年、長野商工會議所において開催せられた北本州商工會議所聯合會が「購買組合の違法行爲取締要望に關する件」を決議して、日本商工會議所へ提出せるに始まる。爾來この運動は不況の深刻化と共に進展して、昭和七年頃にはいよいよ活氣を呈し、商業者側よりは絶へず各

種の陳情、建議、請願が政府や議會に對してなされた。そして昭和八年十月、日本商工會議所、全日本肥料團體聯合會、全國米穀商組合聯合會等の九團體による「全日本商權擁護聯盟」の結成をみるに至り、この運動は組織的に全面化し、全國各地における支部の設置、東京その他主要都市における反産大會の開催をみて、何れも産業組合に對する免税その他の特典、過當の保護を廢止し、その違法行爲を取締ると同時に、組合事業の制限についても要望するところがあつた。これに對し産業組合側は當初の間、比較的靜穩なる態度をとつてゐたが、遂に上記のごとき反産運動の熾烈化に對應して昭和八年十月、「全國農村産業組合協會」を結成し、反々産運動へ具體的に乗り出すこととなり、中小商業者窮迫の原因を専ら産業組合に轉嫁せんとするの不當を明かにし、彼等を壓迫する原因は他にあることを説いたのであつた。そして政府の農山漁村經濟更生計畫に呼應して「産業組合擴充五箇年計畫」を實施し、組合未設置町村の減少、組合員の増加をはかつた爲、組合の各種事業は反産運動の惹起にも拘はらず、反つて隆盛におもむき、販賣組合は右の五箇年計畫において最も成功せるものと言はれ、その販賣高は逐年増加し（昭和十一年度—計畫高の二倍半）、昭和十一年の米穀自治管理制度において産業組合は過剰米の米穀統制組合となり、また同十四年の米穀配給統制法において日本米穀統制株式會社の米穀市場員たる資格を興へられるに及び、これは米穀政策をはじめ政府の農業政策上の重要な代行機關となつたのである。また購買組合も右の計畫において成功を収めその取扱高は年々増加し（昭和十一年度—計畫高の二倍）、すでに昭和五年に政府の肥料政策にもとづき産業組合がその購買事業を擔當して以來、産業用品、生活用品の購入機關として主要な地位を占めるに至つた。

以上のごとく反産運動は肥料商、米穀商を中心とする商業者により販賣組合、購買組合を對象として起つたものであるが、これは單に配給政策上のみならず、廣く經濟政策上、また社會政策上の問題と化したのであつた。

しかし昭和十二年七月、日華事變勃發して我が國民經濟の戰時體制化に入るや、兩者の對立抗爭は一時、中止したが、また再燃し、昭和十四年の米穀配給統制法において産業組合が米穀市場の市場員として分散組織にまで進出するに及び、米穀商側の反對に會つた爲、昭和十五年九月、「臨時米穀配給統制規則」においては、米穀の蒐集過程は産業組合に、分散過程は商業組合にそれぞれ分擔せしめ、以て配給分野の明確化をはかつた。同様に肥料についても、これが配給統制にあたり、産業組合系統（全購販聯—府縣購聯—市町村組合）と商業組合系統（全肥商聯—府縣肥卸商組—小賣商組—小賣商）との兩者取扱高に一定の比率を設けて、その協調をはかつたのである。まことに日華事變の勃發以來、戰局の進展にともなふ物資統制強化の結果は、配給機構の整備を要請し、一般の商業者は轉廢業してその數は著しく減少せる反面、産業組合にありては農材物資の配給統制機關として、或は農業生産力の擴充に、或は農家經濟の維持に盡力し、特に昭和十三年以來の第二次三箇年計畫の實施による未設置町村の解消運動は販賣・購買組合の飛躍的なる擴充進展を促し、その配給事業は一層盛大となつたのである。しかしながら、かゝる運動乃至傾向の存在するの故を以て、産業組合の配給が商業者の配給にとつて代り得るものとみるのは早計であつて、それは物資の生産地、種類、品質、數量等の諸條件や消費者側の諸事情により、配給組織上の地位が定めらるべきである。換言すれば産業組合配給が配給組織の全部を占めるや、或は一部のみ（蒐集組織或は分散組織等）を占めるやは、配給能率の増進、配給費の低減、消費者の利便等を考究して定められねばならぬ。ゆゑにその活動分野にも自ら一定限度の存するは言ふまでもなく、こゝに兩者の協調が可能とせられる理由が存する。かの「配給機構整備要綱」（昭和十五年十二月二十三日商工省振興部）が配給機構の整備を要する物資につき「生産者ノ卸賣又ハ小賣ハ原則トシテ之ヲ認メ」ず、また購買組合の新規配給は「一般配給業者ニ依ル配給ヲ以テ需要ヲ充足シ得ザル場合ニ於テノミ之ヲ認ムルコト」と規定し、配給組織上に生ずることあるべき混亂を防

止したのは當然のこと、言ひ得よう。

なほ産業組合配給につき、これの聯合組織にして、謂はゞその卸賣商的存在たる都道府縣聯合會及び全國的聯合會の配給事業は注目されねばならぬ。前者は市町村組合を組合員として都道府縣單位に結成されたものにして例へば保證責任北海道信用購買販賣組合聯合會（北聯）のごとく、その勢力甚だ大なるものも存在し、その數、昭和十五年度において販賣組合聯合會は百七十三、所屬組合數は一萬五千七百七十六に達し、また購買組合聯合會は百七十六、所屬組合數は一萬五千七百一に達する。後者は更にその上部に位する全國を一單位とするものにして、これには保證責任全國購買組合聯合會（全購聯）、保證責任全國米穀販賣購買組合聯合會（全販聯）及び大日本柑橘販賣組合聯合會（日柑聯）の三者が存し、これらの取扱高には實に顯著なものがあつた。特に時局の進展にともなふ物資統制の強化以來、全購聯も全販聯も共に農業生産と農家生活に必要な物資及び農産物の集荷、供出につき、その中樞的役割を果してきたが、更に時局の要請たる「農業計畫生産」を完遂するため、生産上の必需資材の配給と、農産物の集荷、供出との兩者を有機的且綜合的に統制するの必要生じたので、遂に前者の配給機關たる全購聯と、後者の集荷・供出機關たる全販聯並に柑橘の輸出統制機關たる日柑聯の三者を統合することとなり、昭和十五年九月その合同を正式に決定、三聯合會の解散にもとづく新聯合會として「保證責任全國購買販賣組合聯合會」（全購販聯）を設立、同十六年一月一日より事業を開始したのである。而してその後、戦局の進展にともなひ我が農村は食糧の國內需給確保、農家勞力の拂底、生産必需資材の逼迫等の諸問題に逢着し、農業團體の統合を要請するに至つた爲、遂に「農業團體法」（昭和十八年三月十日公布法律第四十六號）を制定し、産業組合は農會、養蠶業組合、畜産組合、茶業組合等と共に新農業團體に統合せられ、從來の産業組合及びその地方聯合會は市町村農業會、道府縣農業會と改められ、全購販聯は全國農業經濟會として新誕生し、その配給事業は

農業に關する國策に即應し、會員の經濟の發達に必要なものとして行はれることゝなつた。いま市町村農業會の配給事業をあぐれば、農業生産に重點を置く必行事業として「會員の販賣する物の賣却……に關する施設」會員に必要な農業用物資の購買に關する施設」の兩者が存し、また會員の日常生活に關係を有する任意事業として「會員に必要な物の購買に關する施設」がみられる（農業團體法第十一條第一項、第二項參照）。かくて多年にわたり農村を地盤として多大の勢力を有した産業組合配給は、國策遂行機關たる農業會のそれが代り、たとへその配給事業に格別の相違はないとは言へ、從來のごとき協同組合的性格はほとんど失はれ、更に昭和二十年六月一日、全國農業經濟會が中央農業會と共に「戰時農業團」に統合され新發足するに及びこの傾向は一層助長されたのである。尤も終戦後、これは「全國農業會」と改められて機構の民主化をみ、更に農業會全體につき協同組合的團體への改組が企圖されてゐるのは、當然のことであらう。

四 組合配給の進展（續）

農業部門に設けられた協同組合が産業組合であるに對し、これの統制的性格を加へた組合の、工業部門に設けられたものは「工業組合」であり、また商業部門に設けられたものは「商業組合」であつて、何れも當該部門の配給組織において重要な地位を占めてきた。よつて以下、これら兩者の配給につき述べてゆくこととする。

先ず工業組合は「工業組合法」第一條の規定、すなはち「工業者ハ其ノ工業ノ改良發達ヲ圖ル爲共同ノ施設ヲ爲ス目的ヲ以テ工業組合ヲ設立スルコトヲ得（但書省略）」にもとづき設けられた中間法人にして協同組合の一種に屬し、産業組合や商業組合と同じく一の事業經營體である。而して最初は「重要輸出品工業組合法」（大正十四年三月三十日法律第二十八號）にもとづき、重要輸出品の製造に關する工業者のみを以て組織し、その事業は組合員

の製品、原料、材料の検査が主なるものであつた。これが設立の動機は當時、我が重要輸出品の大部分は中小工業によつて生産せられ（九割以上）、それは繊維製品たると、各種雜貨たるとを問はず、低廉なる價格をもつて世界各地へ進出したのであるが、しかしこれら業者間には特別の組織化行はれず、その經營方法、技術、販賣組織等につき大工業に劣るもの多く、屢々粗製濫造に陥ることが見られた爲、これら中小工業者を組織化して上記のとき検査事業を行ひ、また共同施設を行はしめ、以て日本商品の海外における聲價の維持向上を企圖したのである。その後、適用範圍を輸出品たると内地品たるとを問はず、廣く一般の重要工業品に及ぼし、法律の一部を改正して名も「工業組合法」（昭和六年四月一日法律第六十二號）と改め、更に數度改正してその範圍を擴張し、大正十四年の同法施行當時、その品種僅か二十二種にすぎざりしものが、昭和六年の改正當時には三十四種に、昭和十年八月末には七十八種となり、更にその後百種にも上るやうになつた。かくして工業組合はその種類、大小の如何を問はず、生産或は配給上の共同化を行ひ、大規模經營より受けると同様の利益を組合員に與へ得、以て我が國工業の發達に資するところ甚だ多く、その數のごとき最初の大正十四年末、僅か二組合にすぎざりしものが、政府當局の指導や當業者の自覺により順調な發展をとげ、昭和十八年二月末には七千八百三組合（他に同聯合會四百二十三組合、工業小組合六千八百四十六組合）に達し、たとへ後述の商業組合にみるほどの盛況はないがその重要性はよく認知せられ、昭和十八年にかの商工組合法の制定をみるまで存続したのである。

工業組合の事業は（一）検査事業（製品・原料・材料の検査、製造・加工設備の検査）、（二）共同施設（共同設備、共同仕入、共同販賣、金融その他營業に關する指導、研究、調査等）、（三）統制事業（生産調節、原材料の指定と共同購入、製品の販路・價格・販賣條件の協定、取引先指定等）の三つに大別されるが、そのうち配給事業に直接關係するものは、主要原材料（強制的）及び營業用品（任意的）の共同仕入と製品の共同販賣にして、これにより

工業組合は一の配給機關として商人的活躍をなし、一應組合成立の目的を達成し得るものである。そして後はたゞ財界の状況に應じ、商品賣買上の市場操作を適切に行ふことが肝要となる。この意味において、工業組合は工業者をもつて組織し、生産上の目的を達すべき組合であるとは言へ、配給事業にも重點を置けるところよりみてそれは一面「配給組合」であると稱して過言でないのである。

次に「商業組合」の配給について述べよう。これは組合配給の進展上、最も重視すべきものにして「狹義の配給組合」に屬する。商業組合は「商業組合法」(昭和七年九月六日公布法律第二十五號)第一條の規定すなはち「商業者ハ其ノ商業ノ改良發達ヲ圖ル爲共同ノ施設ヲ爲ス目的ヲ以テ商業組合ヲ設立スルコトヲ得、但シ特別ノ事情アルトキハ二種以上ノ商業者ヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ得」にもとづき設けられた中間法人であつて、前述の工業組合と同様、一種の協同組合に屬する。これが設立の動機は、多年にわたり自由主義的なる經濟地盤の上に排他的競争をつゞけ、極度の困窮不振に陥れる中小商業者をして、相互の團結により共同助力的に更生せしめんと目途せるところに存する。蓋し從來、我が中小商業、就中、小賣商業はこれが經營にあたり多額の資本を必要とせずまた過度の勞働を伴はず、更に特殊技能の習得を要せざるため、これが開業の容易性は絶へず他業界よりの轉入者を増加せしめて過剩状態を呈し、激烈なる共喰的競争に陥ること多く、これは他面における百貨店(大都市)や産業組合(地方都市)の進出、更にそれ自體に内在する經營合理化の不足、金融難等の諸原因と相重り、まことに慘憺たる窮境にあるもの多かつた爲、かゝる弱小經營を組織化して、その自治的統制下、相互の規律協調を維持せしめ、同時にその團結力をもつて大資本の業者や消費者團體より受ける壓迫に對抗せしめることが、最も適當とせられたからである。かくて昭和七年夏、かの時局匡救臨時議會の協賛を経て「商業組合法」が公布、施行せられ、爾來、政府當局の保護獎勵と當業者の自覺とにより著しき發展をとげ、その數のごとき當初の昭和七

年末、僅か五組合にすぎざりしものが、逐年増加の一路を辿り、昭和十六年四月末には一萬二千十九組合を算するほどになつたのである。もとよりかゝる數的增加をもつてその運用も活潑に行はれたものと即斷することは許されない。何となればこれら組合中には主要事業たる共同施設につき定款上、羅列するに止り、事實上は何等行ふところなく、謂はゞ休眠同様の状態に陥つてゐたものが少くないからである。

商業組合の事業は(一)組合員の取扱商品の仕入、保管、運搬その他組合員の營業に關する共同施設、(二)組合員の營業に關する統制、(三)組合員の營業に關する指導、研究、調査その他組合の目的を達するに必要な施設、(四)營業に必要な資金の貸付、債務保證、貯金の受入(以上舊商業組合法第三條參照)、(五)商品券の發行(同第三條ノ二)。このうち直接、配給に關係するものには、組合員の取扱品の共同仕入、共同販賣とこれに附隨して當然行はれる共同保管、共同運搬等が存し、その組合が業種別組合に屬する單一業種、複數業種の何れたるを問はず、また地區組合に屬する地區商業組合、商店街商業組合、常設露店商業組合の何れにおいても、たとへ共同施設より收める利益に多少の相違こそあれ、よく組合目的の達成に努めたのであつた。而して商業組合は商業組合法第一條の規定にも明かなることく、その目的が公共的色彩きはめて濃厚にして、かゝる共同目的を達成するため統制事業も行はれてきたのであるが、しかし尙その重點が營業助成の共同事業におかれ、窮極において組合員の個人的利益の増進にあつたことは明かな事實である。然るに昭和十二年七月、日華事變の勃發して我が國民經濟が一路統制強化の方向を辿るや、商業組合もかゝる助力的更生のみを目的とすることは許されず、それは國家の配給並に價格の統制機關となることが要請せられ、これに對應して兩度の改革が行はれたのである。すなはち第一回目は(一)統制事業のみを行ふ商業組合の強制設立、(二)組合に對する監督規定の整備強化、(三)組合の統制確保に關する規定の整備、(四)地區商業組合及び商店街商業組合の設立要件緩和等、七項目にわたる改正が行はれ(昭和十三年三月二十

八日法律第三十七號改正)、商業組合の統制力強化、經濟事業の範圍擴大、組合設立の容易化をはかり、また第二回目は(一)商業組合に對する監督の強化、(二)商業小組合制度の創設、(三)商業組合中央會の自治監査制度の設置をなすこととしたのである(昭和十五年四月四日法律第九十七號改正)。これにより組合配給には統制的要素が多分に含まれ、その職能も加重をみ、しかもその後の政府施策には組合制度を活用するもの多くなつた爲、組合數も昭和十四、五年の交には嘗てなき増加ぶりを示し、しかも從來の休眠組合はほとんどその姿を沒したのである。既述せしかの「配給機構整備要綱」において「重要原材料資材、國民生活必需品等適正價格ノ嚴守、配給ノ圓滑、物資偏在ノ防止ヲ特ニ緊要トスル物資ニ付テハ卸配給ハ原則トシテ組合等ニ依ル團體取引ニ依ルモノト爲スト共ニ國民生活必需品ニ付テハ小賣段階ニ於テモ其ノ仕入部面ニ付組合等ニ依ル共同仕入ヲ勸奨スルコト」(同要綱、三)と述べ、卸賣は原則として團體配給によることとし、また配給段階の縦斷的整備については生産者、需要者間の直接團體取引を認めて中間卸賣業を一つに統合せんとし(同要綱五ノ(一)參照)、更に配給業者の横斷的組織化についても、元賣業者または集散地問屋に全國單位或は經濟ブロック別の各「商業組合」を設立せしめ(必要ある場合は會社に統合)、地方卸商または産地問屋は道府縣單位或は經濟ブロック別の「商業組合」を設立(必要ある場合は會社に統合)せしめる旨を規定してをり、小賣業者は地方事情に應じ包括的業種別組合を結成せしめんとし(同要綱、五ノ(二)ノ(1)(2)(3)參照)、更にまた、重要物資、生活必需物資に關し卸小賣の兼業を禁止し、もし兼業の場合にはそれを組合等の團體取引に吸収せしめて個人商業による同時經營を避けしめんとせるがごとき、何れも上記の進展傾向を示すものと言ひ得る。この場合、生活必需品の小賣につき、仕入にのみ共同化を勸奨して、販賣に何等の勸奨するところないのは、これ前者の共同活動が甚だ容易なるに反し、後者の共同化は消費者に與へる不便の少なからざるを憂へた結果と思はれる。しかし之とてその方法如何によつては大いに消費者の便宜をはかること可

能なるのみならず、反つて共同配達、共同御用聞等のごとき世の要望に應へ得る事態となることに鑑みると、上記要綱の消極的規定をもつて直ちに小賣部面の共同化は全く不可能なものと解してはならぬ。このことは生活必需品全般につき総合的な配給組織を樹立し、その既設商業組合を再編成する目的をもつて制定された「生活必需品配給機構整備要綱」(昭和十五年十一月二十二日附各地方長官宛商工次官通牒)において「組合ハ市町村及び町内會、部落會、隣保班等ノ消費團體トノ緊密ナル聯絡ノ下ニ地區内ノ消費者ニ對スル配給ヲ行フコト」(同要綱、二ノ(2))と述べ、そして「要スレバ組合ニ於テ統制物資ヲ共同販賣(委託)ニ附スルコトヲ得ルコト」(同要綱、二ノ(2))と附言してゐるのに鑑みると、これが可能性は充分あるものと思つてよい。尤もその後、同要綱は政府の方針變更により、所定通りには實施されなかつたが、しかしそれが小賣業者に對し、その實態に即して包括的業種別小賣商業組合(生活必需品の相互に關聯ある業種を統合したもの)、生活必需品小賣商業組合(生活必需品の業者全體を統合したもの)、地區商業組合(一定の地區に於ける總ての業者を網羅したもの)及び商品別商業組合(單一の商品のみに關する組合)を結成せしめ、何れも組合自ら消費者に對し販賣をなし得るものとせることは、全く生活必需品の小賣につき組合配給の可能性あることを示したものと云はねばならぬ。

更にその後、事變の長期化と國際情勢の激變とは我が國民經濟につき、高度の國防體制化を要請し、特にかの「經濟新體制確立要綱」(昭和十五年十二月七日)にもとづく「重要産業團體令」が昭和十六年九月一日より施行せられ、工業組合と共に「統制會」の一員たる「統制組合」になる資格を與へられるや、從來の組織運営を以ては、その新目的とするところを遂行し得なくなつた。かゝる事態に對應して商業組合も従前の濫立状態より改組整理の時期へ移行し、その數も反つて減少をみたのであるが、遂に既述のごとき商工組合法の施行にともなひ、他の同業組合、工業組合や重要産業團體令にもとづく統制組合と共に廢止せられて、その多くは「統制組合」として

再出發し、その「組合配給」は全く計畫配給の一翼として實施されるに至つた。而してかゝる商業組合の改組にあたり一時、組合が自ら配給事業の經營を行へることは注目されねばならぬ。それは配給統制の徹底を期し、併せて勞務動員の圓滑化をはかるため、商業者の企業合同が組合形態をもつて行はれた際、組合は組合員の營業權を全部買収して自ら仕入、販賣等の經營を行ひ、以て組合による配給並に價格統制の徹底を期したことを指すのである。果してこれが法律上、適法なりや否や、論議の存したところであるが、當時の政治的、經濟的必要よりみると、このことは是認されねばならぬ。宜なり、商工組合法にもとづく「配給統制組合」においては、單に配給の統制行爲のみならず、更に統制に必要な範圍内において配給事業たる商品の仕入、販賣、保管等の經營をなし得るやう規定され、かゝる要請に應へたのである。

以上、我が國における「組合配給」の進展を概觀するとき、先ず産業組合配給が資本主義經濟の發達にとまひ、すでに明治の末葉より我が農業の發達上、きはめて重要な地位を占め、時に商業者の配給を壓迫しつゝ、今次大戰に及び、戰時中は農家用物資の統制にも大なる職能を果したことが知られ、また工業者の組織する工業組合の配給も大正の終頃より、最初は輸出品につき、次いで一般の工業品について行はれ、輸出貿易の發達に、或は中小工業の育成に寄與し、今次大戰中も原材料や製品の統制につとめ、生産増強に資したことが見られるのである。これに對し、本來の組合配給たる商業組合のそれは、もともと商業組合の結成が商業自體に存する個人主義的性格のゆゑに甚だしくおくれ、昭和七年に法的基礎が興へられたけれども、その配給事業には前二者ほど重視すべきもの存せず、漸く日華事變の勃發以來、物資の統制が強化せられ、その一統制機關としての地位をもつにともなひ、その職能も重要となつたにすぎない。しかも配給統制組合として改組せられたけれども、なほ配給統制會社や配給營團の地位、職能に比するとき、遜色あるを免れなかつたのである。これ一面において、商業(商

品賣實業)に對する國家の保護助成は農業や工業のそれに比し相當おくれ、商業者亦自らの力を恃んでそれを望まず、したがつてその共同化も著しくおくれ、他面、同じく商業の内において、組合は會社に比し個人的色彩濃く、能力、資力の點において劣るため、その統制の徹底は一般に不充分なるを免れなかつたからである。たゞ今日の戦後經濟において、從來の統制會社や營團が解散し、再び元の組合形態に戻らんとする傾向にあることは今後におけるその地位を重要ならしめるものと言ひ得、近く商工組合法の廢止にともなひ實施せられる「商工協同組合法」(既述「經濟組合法」の改訂名稱)にもとづく組合配給は、この意味において注目されねばならぬ。

五 組合配給の種類

前述せしところによつて知られるごとく今日、經濟事業に關係する組合は各種各業の方面に設けられ、まさに「組合經濟の時代」と稱し得るほどの數は多い。したがつてこれらの組合による配給についても、その分類は基準のとり方如何により、種々に行ふことができるが、こゝにはこれらの組合を 一、その有する性格、二、その經濟過程上における地位、三、その取扱ふ物資、四、その關係する地域によつて分ち、それぞれの配給につき述べるこゝとする。

一 組合の性格による分類

こゝに組合の性格とはその組織、運營上の指導理念となる思想的基盤をいふ。およそ一國の經濟組織はそれが如何なる時代のものであれ、思想的には自由主義の要素と統制主義の要素との兩者を含み、或る時は前者が後者より優勢なるため自由主義經濟組織とみられ、また或る時は後者が前者より優勢なるの故をもつて統制經濟組織とせられる。そして最近までは前者に内在する諸種の短所、弊害を除去し、國民經濟の健全なる發達をはかるた

め、經濟に對する自主的或は國家的または權力的統制が加へられ、「統制經濟」の體制をとつてきた。而して配給組合が他の諸組合や企業、經濟團體と同様、かゝる經濟組織上の思想的基盤と無關係であり得ないのは勿論、むしろその反映として生起したとも考へられるゆゑ、その性格も自らこれに従つて決定せられるのである。尤もすべての配給組合は、たとへ自由主義經濟下のものと雖も、組合員の配給活動を多少に拘はらず共同化せしめ、間接的ながら統制的性格を帯びるものであるが、しかしその多くは、純然たる自由主義經濟のもとよりも、自主的または國家的の統制經濟下に存することが多い。かくて組合配給（廣義）は組合の性格上の差異により（一）自由主義型組合配給、（二）協同主義型組合配給、（三）自治統制型組合配給、（四）官治統制型組合配給の四種に分けることができる。

第一に自由主義型組合とは、嘗ての重要物産同業組合法による同業組合が「組合員協同一致シテ營業上ノ弊害ヲ矯正シ其ノ利益ヲ増進スルヲ目的」として設けられたごとく、同業者の個人主義的なる營業活動には何の制限も加へず、むしろ價格の變動による利潤追及を爲し得る自由を與へ、以て自由主義的資本主義經濟の發達を助成したものを言ふ。このことは重要物産同業組合の前身たる「重要輸出品同業組合」が日清戰役後、著しく増加せる粗製濫造品の輸出を取締らんと設けられ、これら同業組合はその後における我が國貿易の發達に大なる寄與をなせることによつて、明かに知られるところである。この種組合に屬するものに、前記重要物産同業組合法によるものゝほか、單行法による水産組合、畜産組合、茶業組合、酒造組合、蠶絲業組合等があるが、何れも營利事業の經營は許されてゐないため、その配給事業については從來、格別にみるべきものなく、したがつて組合配給上にも特に論述すべきものは存しないのである。

第二に協同主義型組合とは、すでに述べたる産業組合が「組合員ノ産業又ハ其ノ經濟ノ發達ヲ企圖スル爲」共

同の力によつて設けられたごとく、相互扶助の精神にもとづき共同事業を行ひ、以て大資本企業に對抗し、競争上より生ずる悪弊を除去せるものを言ふ。このことは産業組合が古くより協同體的存在たる我が農村において、その創立以來、よく外部よりきたる資本主義的經營に對抗して、農村經濟の發達に多大の貢獻をなせることによつて明かに知られるところである。この種組合に屬するものとして産業組合のほか、森林組合、漁業組合、農林負債整理組合等、主に農村方面にみられるが、このうち配給事業については産業組合の販賣・購買兩組合のそれが存し、これらが廣く物資の配給上、きはめて重要な地歩を占めてきたことは既述せしところによつて明かである。

第三に自治統制型組合とは、すでに述べたる商業組合、工業組合が商業、工業の「改良發達ヲ圖ル爲共同ノ施設ヲ爲ス目的ヲ以テ」設けられたごとく、組合員の事業を共同化すると同時に、これを通じて自治的の統制をなすものと言ふ。すでにこれら組合の仕入或は販賣等の共同化がそれ自體、相互の競争排除にもとづく一種の統制と見られるのみならず、更にこれらの仕入、販賣を組合が強制的になし、更にまたアウトサイダーに對し「營業上ノ弊害ヲ豫防シ若ハ矯正スル爲」又は商業、工業の「健全ナル發達ヲ圖ル爲特ニ必要ト認ムルトキ」はその組合の統制に従ふやう規定されたとき（舊商業組合法第九條、舊工業組合法第十條參照）、かゝる組合の性格を示すもの言ひ得よう。かくこれらの組合が一面、民主主義的な組織としてその設立、加入、脱退及び解散が全く組合員の自由であり、またその定款や統制規程が組合員の意味にもとづき設けられてゐるに拘はらず、他面、統制主體として組合員事業の統制を行ふことは、相容れざる兩者を包有するものとして、その調整は一の問題とされたが、既述の統制商業組合のごとく組合員たる有資格者が當然に組合員となり、アウトサイダー存在の餘地なきに至れることは、その統制主義的性格をあまりにも強く現出せるものと言ひ得る。これに屬するものに商業・工業組合

のほか貿易組合、施設組合があるが、その配給事業が重要な地位を占めてきたことは既述せしところによつて明かである。

第四に官治統制型組合とは、すでに述べたる統制組合が「國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲、商業、工業又ハ鑛業ノ統制ヲ圖リ又ハ之ガ爲ニスル經營ヲ行ヒ且當該事業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的」として設けられたごとく、公益の維持増進をはかるため國家的統制を行ひ、且これに必要な範圍内において事業の經營を行ふものと言ふ。配給並に價格の統制を行ふけれども、上述の自治統制を行ふ商業組合のごとく組合員の集團的利益の獲得を目指すことは許されず、すべては「國民經濟の總力發揮」或は「國民生活の安定」を目的として官治統制を行ひ、私益の追及は公益の増進せられる範圍内において許されるものである。このことは既述の統制組合が國策代行機關として、事業の運営は指導者原理にもとづいて行ひ、統制の徹底を期するため、組合自ら仕入、販賣等の經營を行ひ、統制事業と經濟事業の兩者を表裏一體の關係において遂行せることにより明かに知られるところである。これに屬するものとして既述の統制組合配給が典型的にあげ得ること言ふまでもないであらう。

二 組合の經濟過程上における地位による分類

こゝに組合の經濟過程上における地位とは、それが經濟事象たる生産、配給及び消費の三部門のうち、その位置するところを言ふ。およそ一社會の經濟財たる物資は、それが自給自足の經濟生活のものにあらざる限り、必ず最初の生産部門より發し、中間の配給部門を通り、最後の消費部門に到達するを通常とする。これに従ひ一般の經濟事業に關係する組合も、それがかゝる經濟過程上の何れの部門に屬するやにより、(一)生産部門組合、(二)配給部門組合、(三)消費部門組合の三者に分けられ、配給事象亦これらの各についてみられ、工業組合、生産統制組

合の配給は(一)部門の、商業組合、配給統制組合の配給は(二)部門の、消費組合の配給は(三)部門の組合配給の例である。しかし時にこれら二者または三者に跨ること珍らしからず、例へば統制組合中、生産と配給の兩部門に跨るものあり、また産業組合のごとき生産、配給、消費の全部門に跨つてゐる。このうち生産部門組合の配給は主として生産財すなはち原料、資材の購入に重點が置かれ、またその製品の販賣も市場の状況如何により重視せねばならぬ。然るに配給部門組合と消費部門組合とは主として消費財すなはち生活必需品の購入並に販賣に重點が置かれ、生産財を取扱ふことは比較的少い。また産業組合のごとく生産、配給、消費の全部門に跨る組合の配給にありては、その生産及び日常生活に必要な生産財並に消費財の購入、その生産したる生産財並に消費財の販賣を行ふものである。

さてこれら經濟過程の各部門における主な組合をみるに、先ず生産部門の工業組合は主として中小工業の地位を強化せんため設けられ、また消費部門の消費組合は主として一般民衆の日常生活を合理化せんため設けられ、更に全部門に跨る産業組合は主として中小産業者の産業並に經濟の發達をはからんため設けられたものであるが、何れもその目的を達成せんため中間商業者の排除を企圖してをる。これに對し配給部門の商業組合は主として中小商業の經營合理化を行ひその存続をはからんとするものゆゑ、前記の生産部門や消費部門の諸組合との間に相剋摩擦をみること少なからず、嘗ての業者間における競争はやがて組合間の對立抗争となり、その例證は既述の反産運動における産業組合對商業組合の争ひにみる通りである。こゝにおいて、全經濟過程上における各部門組合の調和をはかつてゆくためには、豫めこれら諸組合の配給活動が最も能率的にして且、效果的に行はれ得るとき活動分野を定め、その機能を充分に發揮せしめることが肝要であらう。

三 組合の取扱ふ物資による分類

こゝに組合の取扱ふ物資とは、その共同仕入、共同販賣の對象とする原料、資材、物品にして、本來、組合員が製造または販賣に必要とするものを言ふ。およそ一社會において生産せられる多くの物資は、何等かの配給組織を通りて消費者に達するを常とし、かゝる配給組織のうち蒐集組織、仲繼組織及び分散組織の各につき配給組合が存する場合、それは取扱物資の種類毎に設けられることが多い。蓋し共同事業や統制は取扱物資の配給或は價格について行はれるゆゑ、物資別に組合を設けることは最も合目的と思はれるからである。品目別に設けるか數品目の物資を含む一業種について設けるかにより「單數品目別組合」と「複數品目別組合」とに分けられ、例へば砂糖、石油、除蟲菊のそれぞれに見られる卸賣或は小賣の組合は前者に、水産製品に見られる組合のごとき後者に屬する。これを配給組織上よりみると、生産者に接する蒐集組織や仲繼組織に存する仲買商、卸賣商には單數品目別組合が設けられて大量の物資が取引せられ、消費者に接する分散組織に存する小賣商には單數品目別組合のほか、複數品目組合も設けられ、多種の物資を取扱ふことが少くないのである。

なほ組合の取扱物資を原料、資材等のごとき生産財と、食料品、衣料品、燃料品等のごとき消費財に大別するとき、一應、生産財の組合配給と消費財の組合配給とに分けられ、工業組合のごとき多く前者に、商業組合のごとき多く後者に、また産業組合のごとき多く両者に屬することとなる。

四 組合の關係する地域による分類

こゝに組合の關係する地域とは、組合員事業の共同化され、或は組合統制の及ぶ範圍を指し、具體的には組合員の居住しまたは事務所の存在する地域を言ふ。およそ組合は當該事業に關係する或數の組合員をもつて構成せられ、その範圍は事業の共同化或は統制の必要によつて定まる。その範圍が全國的なりや、地方的なりやにより、全國地區組合と地方地區組合に分けられ、更に後者は分れて、例へば行政區劃に従ひ數都道府縣地區組合、都道

府縣地區組合、郡市町村地區組合等になる。全國地區組合はその取扱物資の需給關係が一地方に偏在せず、全國的に及べるものにつき設けられ、例へば嘗ての日本綿絲元賣商業組合（昭和十三年一月二十六日認可、組合員數七十名、大阪市）のごとく内地一圓を地區とせるものはこれに屬する。數都道府縣地區組合とは取扱物資の需要供給關係が數都道府縣に及べるものを言ひ、例へば嘗ての關西砂糖元賣商業組合（昭和十四年十二月二十一日認可、組合員數三十名、大阪市）が大阪府他十一府縣の砂糖配給に掌つてゐたときは是である。都道府縣地區組合とは一都道府縣を一地區とせるものにして、例へば北海道糧穀統制組合（昭和十九年七月十八日認可、組合員數三百二十名、札幌市）、北海道日用品雜貨統制組合（昭和十九年七月十八日認可、組合員數二百三十名、札幌市）のごときこれに屬する。而して以上の全國地區、數都道府縣地區、都道府縣地區の諸組合は卸賣關係業者をもつて組織せられること多く、その品目は單純にして數量は大なるを通常とする。これに對し郡市町村地區組合は、これら地區の小賣關係業者をもつて組織せられること多く、例へば札幌纖維製品配給統制組合（昭和十九年七月十五日認可、組合員數百三十二名、札幌市）、小樽食料品配給統制組合（昭和十九年七月十四日認可、組合員數三百五十六名、小樽市）、苫小牧配給統制組合（昭和十九年七月十五日認可、組合員數百十四名、苫小牧町）、阿寒配給統制組合（昭和十九年七月十三日認可、組合員數五十二名、阿寒村）のごとく、主要食糧を除く大部の生活必需品の配給につき設けられるが、前者に比しその取扱物資は多岐にわたるも數量は割合少いのである。

なほかゝる組合の關係地域によりて配給を分類するにあたり、「組合聯合會」の配給は留意されねばならぬ。組合聯合會は多數の單一小地區組合が一團、その共同事業を更に擴大して經營の合理化をはかると同時に、他面、他より受くる壓迫、例へば卸賣業者の賣止め策等に對抗して組合地位の強化をはからんため、組合を幾段階かに結集して系統組織的につくつたものである。通常、市町村等の最小自治體を地區とする組合が都道府縣毎に聯合

會を設けること多く、舊商業組合法（第二十八條）や舊工業組合法（第二十九條）はそれぞれ聯合會（法人）を組織し得るやう規定し、例へば嘗ての日本綿絲卸商業組合聯合會（昭和十三年四月十一日設立、出資總額四百九十一萬圓、大阪市）は綿絲、人織絲、絹絲、更生絲の卸賣商業組合二十七をもつて組織され、内地一圓を地區として配給統制を行つてゐたのである。また産業組合法においても信用組合、販賣組合、購買組合、利用組合の各につき聯合會を設け得るやう規定され（第七十六條）、このうち販賣組合聯合會は「所屬組合ノ賣却スル物ニ加工シ又ハ加工セスシテ之ヲ賣却スルコト」を目的とし、また購買組合聯合會は「所屬組合ノ購買スル物ヲ買入レ之ヲ加工シ若ハ加工セスシテ又ハ之ヲ生産シテ所屬組合ニ賣却スルコト」を目的とし、共にその地域は道府縣と定められてゐる。かの「保證責任北海道信用購買販賣利用組合聯合會」が北海道における産業組合の聯合會として經濟的に、政治的にきはめて大なる力をもつてゐたことは周知の通りである。またかの既述せし「全購聯」や「全販聯」が全國的聯合體として一般物資の配給上、重要な地位を占めてゐたことも周知の事實であらう。而してかゝる組合聯合會を販賣關係組合のそれと、購買關係組合のそれについてみると、前者は物資別に設けられ、後者は綜合的に設けられることが多い。蓋し前者は生産者の立場よりなるべく單一的に取扱ふを可とするに對し、後者は消費者の立場より綜合的に取扱ふを便宜とするからである。

六 組合配給の職能

一般に「配給職能」とは、配給機關（配給業者）がその事業經營により生産者、消費者間の人的、場所的、時間的懸隔を連結する社會的任務を言ふ。これを組合配給についてみると、それは組合目的の達成に必要な事業遂行によつて果される組合任務を、社會との關聯において眺めたものを指し、これにより業者利益は確保せら

れて生活安定し、また不當競争は排除せられて統制遂行され、別言して中小企業の育成と國家政策の施行に資するところ大きいのである。かくて組合配給の職能は、その事業が社會的に演ずる任務によつて知られるゆゑ、以下「配給組合」の主要事業たる「共同事業」と「統制事業」との兩者につき論述し、以てその任務を明かにしたと思ふ。

一 共同事業

(1) 共同仕入 共同仕入は配給組合の事業中、共同販賣と相並んで最も主要なるものゝ一に屬し、嘗ての商業組合において「取扱商品ノ仕入」(舊商業組合法第二條第一項第一號)をなし、また統制組合において「取扱品ノ仕入」(商工組合法第九條第一項第二號)を行へるはこれを指すのである。こゝに「取扱商品」或は「取扱品」(配給統制組合の場合)とは、組合員が共通に販賣する商品を指すが、これは有標品のごとく標準化され、品質の検査に格別の手数を要せず、販賣も容易になされ得て、賣買ともに危険性の少きものを好適とする。但し小賣業者の組織する地區組合等にありては、その取扱商品があまりにも多種多様にわたり共同仕入は困難なるため、その營業用品すなはち荷造用品、包装紙、什器等に止ること少なからず、かゝる場合には他地方の同業者と共同して取扱商品の仕入をなすことが適切とせられる。なほ工業關係の組合にありては、組合員がその生産に要する原料、材料等につき共同仕入をしてゐるが、これには直接、製品の主要部分になる物と、その製品化に間接、必要となる燃料のごときものと存し、従來は前者に多くみられ、後者はあまり行はれてゐなかつた。これ後者はその種類多く、しかも數量は比較的少いため、共同仕入に適さないためであらうが、しかし原料費は製品原價の大部分を占めてゐるゆゑ、なるべくこれが仕入を共同化して經營の合理化をはかることは、きはめて肝要なことゝ言はねばならぬ。

さて組合がかく共同仕入をなす所以のものは、要するに組合員たる中小業者者に有利なる条件をもつて商品その他の購入をなさしめんとするに他ならぬ。蓋し組合は個人經營に比し、能力、資力の點において勝れてゐるため常に大量的に購入し得て價格安く、また運賃その他の諸費用も割安となり、更にその資金を活用して最も有利なる時期及び場所における仕入が可能なるに對し、個人經營にありてはこれらの諸點に劣ること多く、時に問屋に隸屬して不利なる仕入を餘儀なくせられること稀でないからである。思ふに本來、組合による共同仕入は手工業のごとき小經營が、資本主義經濟の成立にともなふ工場工業の壓迫を避けんがため、原料、材料等の有利なる仕入を企圖せるところより始まるものであるが、次いで資本主義經濟の發達して大企業間にカルテル等が結成され、配給或は價格の獨占をみるに至るや、中小企業においてもこれが對抗上、組合を結成し共同仕入による利點をもつて、かゝる獨占を排除せんとしたものであつた。謂はゞ經濟上の強者の行ふ共同仕入に對する經濟上の弱者の防衛策とみてよい。更に統制經濟の時代に入るや、共同仕入は從來のごとき任意的なものでなく、その必要とする物資は必ず組合を通じて行ふことを要し、それ以外の者より購入することは許されず、特に戰時下のことは一層強化されたのである。而してこれは單に中小企業に限らず大企業にもみられたが、これ蓋し戰時下、計畫配給の目標とする物資の需要と供給とを適切に合致せしめるためには、多數業者の行ふ個々の仕入よりも、少數の團體による大量仕入の方が遙かに適策であるからである。そのためかゝる強制的な共同仕入においては、組合が一應その物資を買取り、これを組合員に分配する方法がとられ、單に組合員の委託を受けて仕入れるものでない。從來、我が國における組合の共同仕入中、最も顯著なものは産業組合（購買組合）のそれにして、農業生産に必要な肥料、農機具、飼料等、生活に必要な食料品その他の日用品について行はれ、農業の發達に貢獻するところ大なるものがあつた。また工業組合においても原料、材料等に行はれ、これが中小工業の發達

を助成したこと既述の通りである。然るに商業（商品賣買業—配給業）のそれは前記兩者に比し著しくおくれ、資本主義經濟の發達して生産者、消費者側の兩方より、また商業それ自體の中より、商業廢除傾向の進行するにともなひ、その自衛上、卸賣業者、小賣業者の間に行はれたにすぎず、このことは我が商業組合法の制定が産業組合法や工業組合法の制定に比し、遙かにおくれてゐたことにより容易に知られるところである。その全面的に行はれるに至つたのは、戦時下、計畫配給制度のとられた時のことに屬する。

組合の共同仕入に關し、その數量並に價格の決定はきはめて重要な問題とせられる。通常、仕入數量の決定は組合員の需要量に應じてなされるが、すでにこの需要量の正確なる算定が困難であるため、或は組合員の過去の實績や現在の成績、將來の見込等より推察して決定し、或は組合員の申告にもとづいて仕入がなされ、これを原價、市價またはこれら中間の價格にて組合員へ分配されてゐる。しかしかく組合員の需要量の決定を俟つて仕入數量の基準となすことは一長一短を免れ難い。何となれば前者のごとく組合の推察にもとづく方法は、組合が比較的、自由な仕入をなし得て場所的、時間的に制約せられることなき反面、組合員の需要量を正確に定め得ずして或は過大に、或は過小に失すること少なからず、また後者の組合員の申告にもとづく方法は比較的、安全な仕入をなし得て、過大、過小に失することなき反面、自由な仕入をなし難く、或は場所的に、或は時間的に制約せられること少くないからである。かくて何れの方法によるも、需要量の正確なる算定は甚だ困難にして従來、各組合とも種々の改善方策を試みてきたのであるが、とにかく自由主義經濟のもとにおいては、組合はその必要物資を欲する數量だけ有利な仕入先より容易に購入し得たのであつた。然るに統制經濟のもとにおいては、一般に物資の供給量は絶對的に或は相對的に減少するを常とするため、組合がその需要量の全部を有利な仕入先より購入することは困難となり、反つて一定の配給計畫にもとづく一定數量の物資を、指定された配給機關より購入し、

これを一定の基準により組合員へ割當てることゝなつた。しかも組合員へ分配する價格は、從來のごとき原價、市價その他の自由價格によることを得ず、必ず一定の統制價格に従ふことを強制されるのである。

(四) 共同販賣 共同販賣は前記の共同仕入と同様、配給組合の事業中、主要なものゝ一に屬し、時にはこれを最大の目的として設けられることと少くない。しかし嘗ての商業組合においては法律上、僅かに「其他組合員ノ營業ニ關スル共同施設」(舊商業組合法第三條第一項第一號)の中に入れられ、事實上もたゞ生産地の移出業者が組織する商業組合や商店街の商業組合において(共同賣出にあらず)、その他、間々、賣殘品や副産品等につき見られたにすぎない。かくて本來の協同組合的性質を有する配給組合の共同販賣は「共同仕入」におけるほどの重要性をもつてゐないことが知られる。然るに統制經濟下の配給組合は、配給並に價格統制の必要上、商品の販賣を個々の業者より取上げて自らその衝にあたり、更に既述の配給統制組合に至りては法律上、「取扱品ノ販賣」(商工組合法第九條第一項第二號)と明示して事實上の要請と合致せしめ、以て販賣事業に仕入と同様の重要性をもたしめるに至つた。なほ工業組合にありては、組合員の製品を販賣し得るやう規定され(舊工業組合法第三條第一項第二號)、組合が組合員の製品をまとめて、問屋に代り販賣してゐたのである。

さて組合が共同販賣を行ふ所以をみるに、當初は、組合員たる中小業者に有利なる條件をもつて商品その他の販賣をなさしめんとするに他ならず、換言すれば共同仕入について述べたと同様、組合は個人經營に比し能力、資力の點において勝れてゐるため、より有利なる市場を發見してその製品や商品の販賣をなし得、またその有する資本により、業者を問屋資本の隸屬より脱せしめるに至る。更に共同販賣には品質・規格の統一、價格の維持、販賣經費の節減等の諸利點もみられ、とにかく從來の自由主義經濟下、組合の共同販賣は、大企業にありては獨占利潤の獲得を、また中小企業の間には利益の増進と生活の安定を目的として行はれたのである。然るに

統制經濟下のそれは、もとより經營の合理化や生活の維持を目指すけれども、それ以上に物資の需給を適切に合致せしめることが重要とせられ、すでに仕入について述べたと同様の理由により、組合は他の配給統制會社と同様に一手販賣を行ふに至るものである。從來、我が國における組合の共同販賣中、最も顯著なものは産業組合（販賣組合）の農産物販賣についてみられ、また工業組合にも存したごと、更に商業組合のそれが著しくおくれられてゐたこと既述せし通りである。これ蓋し商業にありては經營形態雜多にして、商品の規格統一もおくられてゐた爲、これが共同化は困難にして且、不利となるからである。思ふに共同販賣制は生産者側の爲すものであれ、或は商業者自體の行ふものであれ、何れも個々の商業者に對しその創意と計算による取引を行はしめず、一定の手數料的收入に甘んずべき「手數料商人」たらしめ、その經營規模の縮少は、やがて事業の休止に及ぶこと少くないため、これには反對されること多かつた。たゞ商業者に對し大なる獨占的利潤をもたらす場合、或は國家の命により強制的に設けられる場合、多數の同意を得て共同販賣をなし、然らざる場合には上述の理由により、組合に加入せざるアウトサイダーの存在するを通常とするのである。

次に共同販賣の種類についてみるに、第一に「任意販賣制」と「強制販賣制」とに分けられる。前者は商品の販賣を組合に行はしむるや、否やが組合員の任意とするものを言ひ、自由主義經濟下のそれは多くこれに屬するがしかし競争の抑制を目的とする場合は必ずしもそうでない。後者はその強制されてゐるものを言ひ、上記の競争抑制を目的とするもの及び統制經濟下の組合販賣は多くこれによる。第二に「委託式販賣」と「買取式販賣」とに分けられる。前者は組合員が商品の販賣を組合に委託するものを言ひ、これに販賣の時期、價格等を無條件で組合に一任するものと（成行委託）、一定の條件を附するもの（指値委託）とがある。何れにしても組合は一定の手數料を收得して價格變動より生ずる危険を負はざるゆゑ、安全なる共同販賣形態とせられる。たゞ組合員に

とり商品代金の受取が委託と同時になし得ざるゆゑ、假渡金制でもとらざる限り有利と稱し難い。なほかゝる委託式販賣において、組合員の商品を個々別々に販賣する方法と、區別せずして同等品を混合して販賣する方法とあるが、後の場合には共同計算制がとられ、その實例は農産物のプーリング (Pooling) 等にみる通りである。後者は組合員の商品を組合が買取つて販賣するものと言ひ、組合員とは一應、別個の存在として賣手、買手の地位にたつ。買取は組合の計算でなされるゆゑ、價格危険の多きものに適しない。しかし組合員は商品の代金を直ちに回収し得、また組合も買取商品を任意、最も有利に販賣し得るゆゑ、この點委託式販賣に比し、勝れてゐるものと言はねばならぬ。計畫配給下の組合販賣がこの買取式にして、しかも販賣先の特定されてゐること屢述せしところにより明かであらう。

以上は共同事業の中心となる共同仕入、共同販賣について述べたのであるが、このほか保管料の節減を目的とする「共同保管」、運搬費の節減を目的とする「共同運搬」等があり、共に上記二事業に附隨して重要であることが知られ、その他、共同賣出、共通商品券の發行、見本市、共同の宣傳、廣告等も行はれてゐる。とまれ組合の共同事業は、それが仕入たると販賣たるとを問はず、社會的に果す役割は甚だ大きいのであるが、しかしそこには一の限界あることに留意せねばならぬ。その一は、組合の共同事業はあらゆる分野に制限なく行はれ得るものでないことである。この點、組合事業は會社事業と大いに異なる。何となれば一般に會社は利潤の獲得を指して經營され、所要の資本を必要に應じて使用し得るゆゑ、廣範なる事業をほとんど無制限になすのに對し、組合はかゝる大資本を有すること少く、その目的は公共的色彩強くしてこれに關聯なき營利事業は絶對になし得ず、たとへ可能の事業であつても無制限になし難いからである。その二は、共同事業はいかなる物資についても行ひ得るものでないことである。この點、組合事業は一般の販賣業者の事業と大いに異なる。何となれば一般に共同事

業は取扱商品の品質、種類等につき統一あるを要するに對し、主として原料品を取扱ふ組合（例、卸賣組合）はこの點容易になされ得るも、主として生活必需品を取扱ふ組合（例、小賣組合）はその種類多く、品質亦區々であるため、その共同化は必ずしも容易になされ得ないからである。たゞ今後の傾向として商品の規格化、標準化のすゝみつゝあることは、共同化を漸次容易ならしめるものと言ひ得よう。しかしなほ、流行の變遷はげしきもの、價格の變動大なるもの、腐敗性の多いもの等は共同化に適せず、こゝに一の限界が存するのである。況して政府の專賣品や計畫配給下の統制物資につき、無制限にそれのなし得ないこと言ふまでもないであらう。

二 統 制 事 業

統制事業は共同事業と相並んで組合目的の達成上、主要なものに數へられ、特に統制組合にありてはその最たるものに屬する。嘗ての商業組合において「組合員ノ營業ニ關スル統制」（舊商業組合法第三條第一項第二號）として販賣價格の協定や營業方法の統制を行へるがごとき、また今日の配給統制組合が組合員の「當該事業ニ關スル統制指導」（商工組合法第九條第一項第一號）として配給並に價格の統制を行へるがごとき、これを指すのである。その目的及び事業内容は自治統制型組合と官治統制型組合とにより異なるゆゑ、以下これらの代表として商業組合と統制組合との兩者をとり論述してゆかう。

先ず自治統制的な商業組合が統制事業を行ふ所以をみるに、それは營業上の不正競争や過度の競争を排して經營合理化をはかり、また價格協定や市場統制によつて業者利益の増進をなさんとすることに存する。その事業の内容は價格統制を中心として主に（最低）販賣價格協定が行はれ、商店街商業組合では正札販賣として實施せられた。また取引先の統制として仕入先並に販賣先の協定が行はれ、これは既述の強制的な共同仕入、共同販賣としてなされる。その他取引條件についての協定、従業員に關する協定、營業時間や休日に関する協定等もあ



るが、これは直接の配給事業にあらざるゆゑ省略する。かくて商業組合の統制事業はその職能遂行上、當然のことであるが、しかしそれが自治的なものにして加入、脱退は任意になされ、統制の徹底は必ずしも充分でなかつた爲、強制加入制をとる統制商業組合の設立をみ、更に統制組合への改組となつたのである。

次に官治統制的な統制組合が統制事業を行ふ所以は、屢述せし通り、配給並に價格の國家的統制により物資の需給を適切に調節し、以て國民生活の安定といふごとき公益の維持増進をはからんとするところに存する。こゝに「統制」とはいはゞ指導的統制とでも稱すべく、統制の結果は當然、指導となれることを要し、單なる抑制や強制を言ふのでない。これが事業の内容は、販賣數量の割當、仕入先並に販賣先の指定、價格の統制等であつて、その方法は統制規程に定められ、組合員はこれに服する義務を有する。かゝる統制の効果を確保するため、組合自ら取扱品の仕入、販賣、保管等の事業經營にあたること屢述せし通りである。販賣數量の割當は一定の供給量或は存在量を全體としてこれを一定計畫にもとづき分割し、組合員の過去の實績その他の基準により、一定期間を單位として（例、月割當、四半期割當、半箇年割當等）、所定の物資を交付することにより行はれる。この割當量は多く數量基準で表示され、稀に金額基準で表示される。

なほ組合の價格統制に關聯して「プール平準價格制」は注目されねばならぬ。もともと價格統制は同業者の利潤獨占をはからんため行ふものであるが、しかし組合配給のもつべき眞の職能上より言へば、それは消費者利益を害せず、また生産者にも有利なものでなければならぬ。この意味において、配給統制に併行して價格統制を可能ならしめるプール平準價格制は甚だ適策と言ひ得る。これは共販機關たる組合が各組合員よりその費用を償ひ得る價格をもつて商品を買上げ、これを適當な價格にて販賣するものにして、一面、業者の生産増強や配給能率化をはかると同時に、他面、物價の昂騰を防止して消費者利益の増進に資せんとするものである。

附記―組合配給の理論的究明に關しては、以上を以て終りとせず、更にこれが細部につき論述すべき幾多の問題が残されてゐるが、これは他の機會に譲りたいと思ふ。また「消費組合の配給」も「組合配給論」上、無視し得ざるものであるが、これも他日に期したい。筆を擱くにあたり、業界の實情につき種々有益な教示を與へられた商工組合中央會北海道支部をはじめ、札幌、小樽兩市に事務所を有する二、三統制組合の幹部の人々に謝意を表する。なほ参照した文献は甚だ多いが、こゝにその主なるものを記して感謝の意を表したいと思ふ。

主要参考文献―本位田祥男博士、協同組合の理論（昭和十九年一月）。同、消費組合運動（昭和六年一月）。向井鹿松博士、産業組合經營論（昭和九年十一月）。實方正雄博士、統制機構と企業形態（昭和十九年十月）。磯部喜一教授、中小商工業の組合運動（昭和十四年五月）。同、工業組合論（昭和十一年十一月）。國弘員人教授、組合經濟の研究（昭和十五年六月）。清水兼男教授、商工組合法講話（昭和十九年二月）。宮川稻雄氏、商工組合法精義（昭和十九年一月）。川端 巖氏、工業組合經營論（昭和十二年三月）。濱田道之助氏、農業團體法解説（昭和十九年十月）。東浦庄治氏、日本産業組合史（昭和十年八月）。奥谷松治氏、日本消費組合史（昭和十年八月）。

―昭和二十一年八月十五日稿―